

美波町病院事業のあり方検討委員会の検討状況の中間報告について

美波町病院事業の医療体制のあり方について、美波町病院事業のあり方検討委員会においてこれまでに検討・協議を行ってきた結果について、中間報告として9月9日に美波町長に答申しましたので、答申内容について、次のとおり公表いたします。

美波町病院事業のあり方検討委員会中間報告

1. はじめに

平成18年3月31日の合併により、本町の病院事業は日和佐・由岐の2病院を持つこととなり、病院事業の経営状況が悪化し、町の大きな財政負担になっている。

平成19年度には「美波町医療体制整備検討委員会」が設置され、「美波町における医療提供体制等のあり方について」、答申を頂いた。この答申では、美波町にふさわしい新たな医療体制を構築することが必要であり、町民が安心して質の高い医療サービスを楽しむことができるよう「町民医療センター（仮称）」を新たに設置し、同時に町民が保健医療福祉サービスを継続的かつ総合的に受けられるよう、「美波町包括ケアセンター（仮称）」を整備すべきであるとされ、病院と無床の診療所又は老人保健施設を併設した有床の診療所と無床の診療所を整備すべきであると答申された。

一方、国においては、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」が示され、当町でも平成21年3月に「美波町病院事業経営改革プラン」を策定し、経営の健全化に取り組むこととし、平成21年度から平成23年度までの3ケ年の経営指標及び数値目標を掲げ、病院経営の安定化に取り組んでいる最中である。

平成22年8月6日には、美波町病院事業経営改革プラン評価委員会から「美波町病院事業経営改革プランの実施状況について」の答申が出され、財務に関する数値目標の達成状況、両病院の運営状況からして、「今後、早急に経営形態の見直しをする必要がある。」と答申された。

これを受けて、平成22年11月1日に「美波町病院事業のあり方検討委員会」を設置し、美波町病院事業の医療体制のあり方等について検討・協議を行うこととした。

本委員会では、平成20年1月に出された「美波町における医療提供体制等のあり方について」の答申内容も踏まえ、美波町の今後の病院事業のあり方等について議論を重ねてきたが、これまでの協議で決まったことについて中間報告として答申する。

2. 病院のあり方について

(1) 日和佐・由岐病院のあり方について

- ①美波町として従来どおり日和佐・由岐2病院を存続することとした場合、一般会計からの繰り入れは避けられない状況であり、過疎化や少子高齢化による生産年齢人口の減少により、町の財政が逼迫し、病院事業へ継続的に繰り入れを行うことは困難になると予想される。
- ②現在の病院は、両病院ともに今後発生が予測されている東海・東南海・南海地震における津波等による病院機能の喪失や入院患者の安全性が危惧される。
- ③近接した2病院への医療人材の分散などの非効率性、勤務医の疲弊により、長期的な医療提供が困難になると予想される。

以上の点を踏まえると、両病院が存続することは、町財政に大きな影響を及ぼすだけでなく、長期的な医療提供を困難にするとともに、行政サービス全体の低下を招く恐れがある。

このことから、美波町の2病院は統合・再編し、1病院、1診療所を基本に検討を進めることとする。

また、徳島県が策定する「新たな徳島県地域医療再生計画」において、美波町立2病院の統合再編を図るとされており、今後は徳島県とも連携を取りながら、検討を進める。

(2) 基本的な整備の方向性について

- ①東日本大震災での被災状況を踏まえ、災害時において安全な場所で耐震化施設として整備を図る。
- ②施設の改築により、充実した施設整備が可能であることから、医師の勤務環境の改善と魅力的な環境整備による医師確保を図る。
- ③2病院共に長期入院患者を抱えており、町内受診者の入院機能の確保のため平成20年1月の美波町医療体制整備検討委員会の答申にあるように、50床規模の病床を整備する。
- ④入院治療が必要な患者については、良質な療養環境と社会復帰を目指した医療の提供を行う。
- ⑤病院の統合により、医師をはじめとした医療人材を有効に活用し、従来の診療機能は維持しつつ、訪問診療など、地域に根ざした医療サービスの提供を図る。

3. まとめ

当委員会はこれまでに現地視察を含めて6回の会議を開催し、協議を行い、日和佐・由岐2病院の基本的なあり方について、委員会として結論が出たので、中間報告として答申する。

なお、今後は1病院、1診療所の整備に向けた考え方の骨子等について協議し、出来るだけ早急に最終答申を行うこととする。